

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

理事職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第24条の規定に基づき、理事の職務及び権限に関し、法令又は定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(理事)

第2条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

(会長及び常務理事の職務権限)

第3条 会長及び常務理事の職務権限を別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、理事の職務権限に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年1月23日理事会議決）

この規程は、理事会決議の日（平成26年1月23日）から施行する。

附 則（令和元年10月24日理事会議決）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

決 裁 事 項	会 長	常務理事
1 センターの運営に関する事 ① 一般方針の決定 ② 方針の決定している事業の決定	○	○
2 総会及び理事会の招集及び議案に関する事。	○	
3 定款及び規程等の制定及び改廃に関する事。	○	
4 事業計画及び予算の案の作成に関する事。	○	
5 事業報告及び決算の案の作成に関する事。	○	
6 関係団体との協定及び協議に関する事。	○	
7 法人の登記に関する事。	○	
8 補助金に関する事。	○	
9 資産の処分に関する事。	○	
10 借入金に関する事。	○	
11 訴訟に関する事。	○	
12 職員に関する事。 ① 任免(重要な職員を除く。)、分限、懲戒及び表彰の決定 ② 職員の給与等の決定	○ ○	
13 嘱託職員及び臨時職員に関する事。 ① 採用の決定 ② 賃金等の決定		○ ○
14 物件の調達（リースの場合は総額とする。）又は、工事、修繕等に関する事。 ① 1件100万円以上 ② 1件50万円以上100万円未満	○	○
15 出張に関する事。 ① 役員 ② 事務局長	○	○
16 外部に対する文書に関する事。 ① 特に重要なもの ② 重要なもの	○	○
17 委員会及び専門部会の会議報告に関する事。		○

18 重要な事項に関する報告、進達及び副申に関する こと。		○
----------------------------------	--	---